

## 認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド「まちのプロジェクト基金」参加に関する覚書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)は、認定特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド(以下「乙」という。)が実施する事業指定型寄付助成プログラム「まちのプロジェクト基金」(以下本プログラムという。)に関し、次の通り覚書を締結する。

(ロゴマーク等の使用許諾)

第 1 条 乙は甲に対し、甲が本プログラムを実施するにあたり、事前に乙に提出した本プログラムの申請書に基づき、乙が指定したロゴマーク・文書等を使用することを許諾する。

(寄付金の助成配分)

第 2 条 乙は、本プログラムにおける寄付募集期間において寄付金を収納し、乙の理事会が指定する選定委員会による審査により、公募要領に定める手数料を差し引いた額を甲に助成する。

(寄付金受領状況の報告)

第 3 条 乙は甲に対して、本プログラムに関して甲を指定した寄付金の受領状況を 2 週に 1 度以上の頻度で報告する。

2 甲は、乙に対して、本プログラムに関して甲を指定した寄付金の受領状況を乙に対してすみやかに報告する。

3. 甲は、前項において報告された寄付金を、寄付募集期間終了後 1 か月以内に乙に送金する。

(寄付者の個人情報の取り扱いについて)

第 4 条 乙は甲に対して、本プログラムに関して甲を指定した寄付金の受領に際して取得した個人情報を提供する。

2.甲は前項により取得した個人情報を個人情報保護法に則り、かつ乙が取得時に寄付者と約した条件を逸脱することなく適正に取り扱う。

(本プログラムにおける寄付集めについて)

第 5 条 甲および乙は、本プログラムにおける寄付を集めるに際して、別紙「寄付者の権利宣言 2010(日本ファンドレイジング協会)」に言及されている寄付者の権利を尊重する。

(報告)

第 6 条 甲は乙に対して、事前に乙に提出した本プログラムの申請書に基づき実施した事業の結果について報告する。

(本覚書の有効期間)

第 7 条 この覚書の有効期間は、覚書の締結日から、本プログラムにおける事業報告書の受理までとする。

(契約の解除)

第 8 条 本プログラム事業および乙の社会的信用を損なう等の問題が発生したとき、また当事者の一方が本覚書規程の義務に反したときは、前条の期間に関わらず、甲または乙は

この覚書を停止あるいは解除することができる。

(反社会的勢力との関係遮断)

第9条 甲および乙は、自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議が取り纏めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力）との関係を一切遮断することを保証する。

2 甲および乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく本覚書を直ちに解除することができる。

(1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

(2) 反社会的勢力を利用するなど前項に違反した場合

(3) 自らの属性にかかわらず、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合

(4) 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが用い、または、第三者を利用して行わせた場合

(5) 相手方に対し、業務妨害を自ら行い、または、第三者を利用して行わせた場合

(業務の譲渡および委託の禁止)

第10条 甲および乙は、本覚書による権利又は地位の全部または一部を譲渡し、若しくは転貸してはならない。また甲は、本プログラムにおける申請事業の全部または大部分を再委託してはならない。

(協議)

第11条 本覚書に記載のない事項が生じた場合、または、記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意を以て協議し、解決を図るものとする。

甲乙間に以上のおおりの覚書が締結された証として、本書面2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

令和2年

甲

乙 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201  
認定特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド  
代表理事 樽見弘紀